

令和 7 年度

有田川町吉原地区簡易水道（修理川配水区）

水質検査計画



吉原簡易水道（修理川配水区）修理川浄水場

令和7年3月

有田川町

有田川町吉原地区簡易水道（修理川配水区） 水質検査計画 目次

1. 基本方針

2. 水道事業の概要

3. 水質基準に係る計画事項

- (1) 原水および浄水の水質状況および水質管理上の留意事項
- (2) 定期の水質検査
- (3) 定期の水質検査を省略する事項
- (4) 臨時の水質検査（水道法第20条第1項）
- (5) 法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容
- (6) その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項
 - 1) 水質検査結果の評価・対応
 - 2) 水質検査計画の見直し
 - 3) 水質検査の精度と信頼性保証
 - 4) 関係機関との連携

4. 水質管理目標設定項目に係る事項

5. 水質検査計画および検査結果の公表

1. 基本方針

有田川町吉原地区簡易水道(修理川配水区)の水質に関する検査についての基本方針を下記のとおり定めます。

記

- ①安全でおいしい水を安定的に供給します。
- ②需要者が信頼できる水道水の供給を図ります。
- ③効率的な水質検査を目指し、合理的な判断の基質の高い水の供給を行います。
- ④地域性を考慮した水質検査(農薬など)の実施を行います。
- ⑤水質検査計画について毎事業年度の開始前に需要者に対して情報提供を行います。

この基本方針に基づき、清浄な水を供給するため、施設の管理を適正に行い、適正な水質項目の選定・検査頻度・採水地点の選定を行い、適切は判断より需要者が安心、信頼して利用できる水道の経営を目指します。

2. 水道事業の概要

吉原地区簡易水道(修理川配水区)

1)給水区域 有田川町大字修理川(一部)地区

2)水源の名称および場所および種別

修理川水源地 有田川町大字修理川1105番地 伏流水(箕谷川)

3)浄水場の名称および場所および浄水方法

修理川浄水場 有田川町大字修理川1105番地 急速ろ過

4)計画給水人口および1日最大給水量

計画給水人口	92人
1日最大給水量	29m3

5)施設の概要

取水井戸	RC造り	2池
連続移動床砂ろ過機	鋼板製	1基
急速ろ過機	鋼板製	2基
導水管	鋼管	
送水管	ダクタイル管	
浄水池	SUS造り	1池
配水池	SUS造り	1池
配水管	塩化ビニール管	

6)その他の設備

危機管理対応設備(魚類飼育槽)

3. 水質基準に係る計画事項

(1) 原水および浄水の水質状況および水質管理上の留意事項

原水から給水栓に至るまでの過去3年間の水質試験実績を基に省略項目を設定します。なお、近辺の状況、汚染の要因となる事物の有無や水質管理上優先すべき対象項目などの水質管理上の留意事項は次のとおりです。

①原水の水質状況および水質管理上の留意事項

「原水の水質試験結果」（過去3年間）					採水場所:取水口	
水質検査項目	基準値	最大値		定量下限値(1/10)		検査回数
一般細菌	100個/m l 以下	27	個/ml	0	個/m l	3
大腸菌	検出されないこと	検出された		—		3
カドミウム及びその化合物	0.003m g / l 以下	0.0003	mg/ l 未満	0.0003	mg/ l	3
水銀及びその化合物	0.0005m g / l 以下	0.00005	mg/ l 未満	0.00005	mg/ l	3
セレン及びその化合物	0.01m g / l 以下	0.001	mg/ l 未満	0.001	mg/ l	3
鉛及びその化合物	0.01m g / l 以下	0.001	mg/ l 未満	0.001	mg/ l	3
ヒ素及びその化合物	0.01m g / l 以下	0.001	mg/ l 未満	0.001	mg/ l	3
六価クロム化合物	0.02m g / l 以下	0.002	mg/ l 未満	0.002	mg/ l	3
亜硝酸態窒素	0.04m g / l 以下	0.004	mg/ l 未満	0.004	mg/ l	3
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01m g / l 以下	0.001	mg/ l 未満	0.001	mg/ l	3
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10m g / l 以下	0.6	mg/ l	0.1	mg/ l	3
フッ素及びその化合物	0.8m g / l 以下	0.08	mg/ l 未満	0.08	mg/ l	3
ホウ素及びその化合物	1.0m g / l 以下	0.1	mg/ l 未満	0.1	mg/ l	3
四塩化炭素	0.002m g / l 以下	0.0002	mg/ l 未満	0.0002	mg/ l	3
一・四-ジオキサン	0.05m g / l 以下	0.005	mg/ l 未満	0.005	mg/ l	3
シス-・ニ-ジクロロエチレン及びトランス-・ニ-ジクロロエチレン	0.04m g / l 以下	0.001	mg/ l 未満	0.001	mg/ l	3
ジクロロメタン	0.02m g / l 以下	0.001	mg/ l 未満	0.001	mg/ l	3
テトラクロロエチレン	0.01m g / l 以下	0.001	mg/ l 未満	0.001	mg/ l	3
トリクロロエチレン	0.01m g / l 以下	0.001	mg/ l 未満	0.001	mg/ l	3
ベンゼン	0.01m g / l 以下	0.001	mg/ l 未満	0.001	mg/ l	3
亜鉛及びその化合物	1.0m g / l 以下	0.01	mg/ l 未満	0.01	mg/ l	3
アルミニウム及びその化合物	0.2m g / l 以下	0.02	mg/ l 未満	0.02	mg/ l	3
鉄及びその化合物	0.3m g / l 以下	0.03	mg/ l 未満	0.03	mg/ l	3
銅及びその化合物	1.0m g / l 以下	0.01	mg/ l 未満	0.01	mg/ l	3
ナトリウム及びその化合物	200m g / l 以下	5.6	mg/ l	0.1	mg/ l	3
マンガン及びその化合物	0.05m g / l 以下	0.005	mg/ l 未満	0.005	mg/ l	3
塩化物イオン	200m g / l 以下	3.2	mg/ l	0.2	mg/ l	3
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300m g / l 以下	25.0	mg/ l	1.0	mg/ l	3
蒸発残留物	500m g / l 以下	73.0	mg/ l	1.0	mg/ l	3
陰イオン界面活性剤	0.2m g / l 以下	0.02	mg/ l 未満	0.02	mg/ l	3
ジェオスミン	0.00001m g / l 以下	0.000001	mg/ l 未満	0.000001	mg/ l	3
ニ-メチルイソボルネオール	0.00001m g / l 以下	0.000001	mg/ l 未満	0.000001	mg/ l	3
非イオン界面活性剤	0.02m g / l 以下	0.002	mg/ l 未満	0.002	mg/ l	3
フェノール類	0.005m g / l 以下	0.0005	mg/ l 未満	0.0005	mg/ l	3
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3m g / l 以下	0.3	mg/ l	0.1	mg/ l	3
pH値	5.8以上8.6以下	7.0		—		3
臭気	異常でないこと	異常を認めない		—		3
色度	5度以下	0.9	度	0.5	度	3
濁度	2度以下	0.1	度	0.1	度	3
嫌気性芽胞菌		0	CFU/100ml			3
大腸菌数		検出されない				3
クリプトスポリジウム		検出されない				3
ジアルジア		検出されない				3

基準値は浄水後の供給する水に対するもの

②浄水後の水質状況及び水質管理上の留意事項

「浄水後の水質試験結果」(過去3年間)

採水場所:給水栓

水質検査項目	基準値	最大値		定量下限値		検査回数
一般細菌	100個/m l 以下	0	個/ml	0	個/m l	36
大腸菌	検出されないこと	検出されない		—		36
カドミウム及びその化合物	0.003m g / l 以下	0.0003	mg/l未満	0.0003	mg/ l	3
水銀及びその化合物	0.0005m g / l 以下	0.00005	mg/l未満	0.00005	mg/ l	3
セレン及びその化合物	0.01m g / l 以下	0.001	mg/l未満	0.001	mg/ l	3
鉛及びその化合物	0.01m g / l 以下	0.001	mg/l未満	0.001	mg/ l	3
ヒ素及びその化合物	0.01m g / l 以下	0.001	mg/l未満	0.001	mg/ l	3
六価クロム化合物	0.02m g / l 以下	0.002	mg/l未満	0.002	mg/ l	3
亜硝酸態窒素	0.04m g / l 以下	0.004	mg/l未満	0.004	mg/ l	12
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01m g / l 以下	0.001	mg/l未満	0.001	mg/ l	12
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10m g / l 以下	1.4	mg/l	0.1	mg/ l	3
フッ素及びその化合物	0.8m g / l 以下	0.08	mg/l未満	0.08	mg/ l	3
ホウ素及びその化合物	1.0m g / l 以下	0.1	mg/l未満	0.1	mg/ l	12
四塩化炭素	0.002m g / l 以下	0.0002	mg/l未満	0.0002	mg/ l	3
一・四-ジオキサン	0.05m g / l 以下	0.005	mg/l未満	0.005	mg/ l	12
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04m g / l 以下	0.001	mg/l未満	0.001	mg/ l	3
ジクロロメタン	0.02m g / l 以下	0.001	mg/l未満	0.001	mg/ l	3
テトラクロロエチレン	0.01m g / l 以下	0.001	mg/l未満	0.001	mg/ l	3
トリクロロエチレン	0.01m g / l 以下	0.001	mg/l未満	0.001	mg/ l	3
ベンゼン	0.01m g / l 以下	0.001	mg/l未満	0.001	mg/ l	3
塩素酸	0.6m g / l 以下	0.47	mg/l	0.06	mg/ l	12
クロロ酢酸	0.02m g / l 以下	0.002	mg/l未満	0.002	mg/ l	12
クロロホルム	0.06m g / l 以下	0.009	mg/l	0.001	mg/ l	12
ジクロロ酢酸	0.03m g / l 以下	0.003	mg/l未満	0.003	mg/ l	12
ジブロモクロロメタン	0.1m g / l 以下	0.003	mg/l	0.001	mg/ l	12
臭素酸	0.01m g / l 以下	0.001	mg/l未満	0.001	mg/ l	12
総トリハロメタン	0.1m g / l 以下	0.016	mg/l	0.001	mg/ l	12
トリクロロ酢酸	0.03m g / l 以下	0.008	mg/l	0.003	mg/ l	12
ブロモジクロロメタン	0.03m g / l 以下	0.005	mg/l	0.001	mg/ l	12
ブロモホルム	0.09m g / l 以下	0.001	mg/l未満	0.001	mg/ l	12
ホルムアルデヒド	0.08m g / l 以下	0.008	mg/l未満	0.008	mg/ l	12
亜鉛及びその化合物	1.0m g / l 以下	0.01	mg/l	0.01	mg/ l	3
アルミニウム及びその化合物	0.2m g / l 以下	0.04	mg/l	0.02	mg/ l	12
鉄及びその化合物	0.3m g / l 以下	0.03	mg/l未満	0.03	mg/ l	3
銅及びその化合物	1.0m g / l 以下	0.01	mg/l未満	0.01	mg/ l	3
ナトリウム及びその化合物	200m g / l 以下	8.4	mg/l	0.1	mg/ l	3
マンガン及びその化合物	0.05m g / l 以下	0.005	mg/l未満	0.005	mg/ l	3
塩化物イオン	200m g / l 以下	6.0	mg/l	0.2	mg/ l	36
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300m g / l 以下	44.0	mg/l	1.0	mg/ l	12
蒸発残留物	500m g / l 以下	101.0	mg/l	1.0	mg/ l	6
陰イオン界面活性剤	0.2m g / l 以下	0.02	mg/l未満	0.02	mg/ l	3
ジェオスミン	0.00001m g / l 以下	0.000001	mg/l未満	0.000001	mg/ l	36
二-メチルイソボルネオール	0.00001m g / l 以下	0.000001	mg/l未満	0.000001	mg/ l	36
非イオン界面活性剤	0.02m g / l 以下	0.002	mg/l未満	0.002	mg/ l	12
フェノール類	0.005m g / l 以下	0.0005	mg/l未満	0.0005	mg/ l	3
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3m g / l 以下	0.3	mg/l	0.1	mg/ l	36
pH値	5.8以上8.6以下	7.6		—		36
味	異常でないこと	異常を認めない		—		36
臭気	異常でないこと	異常を認めない		—		36
色度	5度以下	0.5	度未満	0.5	度	36
濁度	2度以下	0.1	度未満	0.1	度	36

(水質特性)

上記の水質検査結果は、過去3年間(令和3年度～令和5年度)における値をまとめたものです。

全項目水質基準内に収まっています。塩素酸の項目は基準値以下、トリクロロ酢酸、蒸発残留物の項目は水質基準値の1/2以下、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、クロロホルム、総トリハロメタン、プロモジクロロメタン、アルミニウム及びその化合物、カルシウム・マグネシウム等(硬度)の項目は水質基準値の1/5以下、その他の項目は水質基準の1/10未満に収まっており、安定した水を供給しています。

(水質管理について)

大雨などで原水の濁度が一時的に上昇するときは、急速ろ過池の適正な運転管理(沈殿池及び急速ろ過機)を行い凝集剤、アルカリ剤、塩素処理量の調整を行い、急速ろ過機の逆洗を頻繁に行い対応します。

(水質管理上の優先事項)

本施設は、配水管、給水管ともに鉛管を使用していないので、鉛に対する支障がないと思われます。処理方式は、急速ろ過方式であるため、ろ過池の適正な運転管理及び濁度管理(沈殿池およびろ過機の洗浄)を行い対応します。クリプトスポリジウム対策として、上流には関連する施設はありませんが、常時凝集剤等を注入して、浄水場の適正な運転管理及び濁度管理を行います。

過去の検出状況から判断すると3年に1回の頻度へ省略可能な検査項目もありますが、安全性確認のため、水源が悪化していると考えられる時期を選んで、水質基準全項目(51項目)検査を年1回実施します。

(2) 定期的水質検査

[当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由]

〈当該項目〉

下記の一覧表のとおり

〈採水の場所〉

- ①：修理川浄水場又は各配水系統末端の給水栓で行います。
- ②：配水系統ごとに1地点以上を選びます。
- ③：配水管の末端等水が停滞しやすい場所を選びます。

※：送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかな場合、給水栓に代えて浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかにおいて採水することがあります。

〈検査の回数およびその理由〉

A 1日1回以上(以下、毎日検査と記述します。)

・ ・ ・ 水道法施行規則第15条第1項第1号イによる。

B おおむね1カ月に1回以上 ・ ・ ・ 水道法施行規則第15条第1項第1号ロ及び第3号による。

C おおむね3カ月に1回以上 ・ ・ ・ 上記に同じ。

D おおむね1年に1回以上 ・ ・ ・ 水源に水または汚染物質を排出する施設の設置の状況などから原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合であって、過去3年間における当該事項についての検査の結果が全て当該事項に係る水質基準値の5分の1以下であるとき。

※上記のB～Dについては、以下、定期検査と記述します。

(3) 定期的水質検査を省略する項目 (当該項目およびその理由)

〈当該項目〉

下記の一覧表のとおり 〈当該項目〉

下記の一覧表のとおり 「省略について」

〈省略する理由〉

理由：原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められ、過去3年間における当該事項についての検査の結果が全て当該事項に係る水質基準値の5分の1以下であったため。

《水質検査実施一覧表》

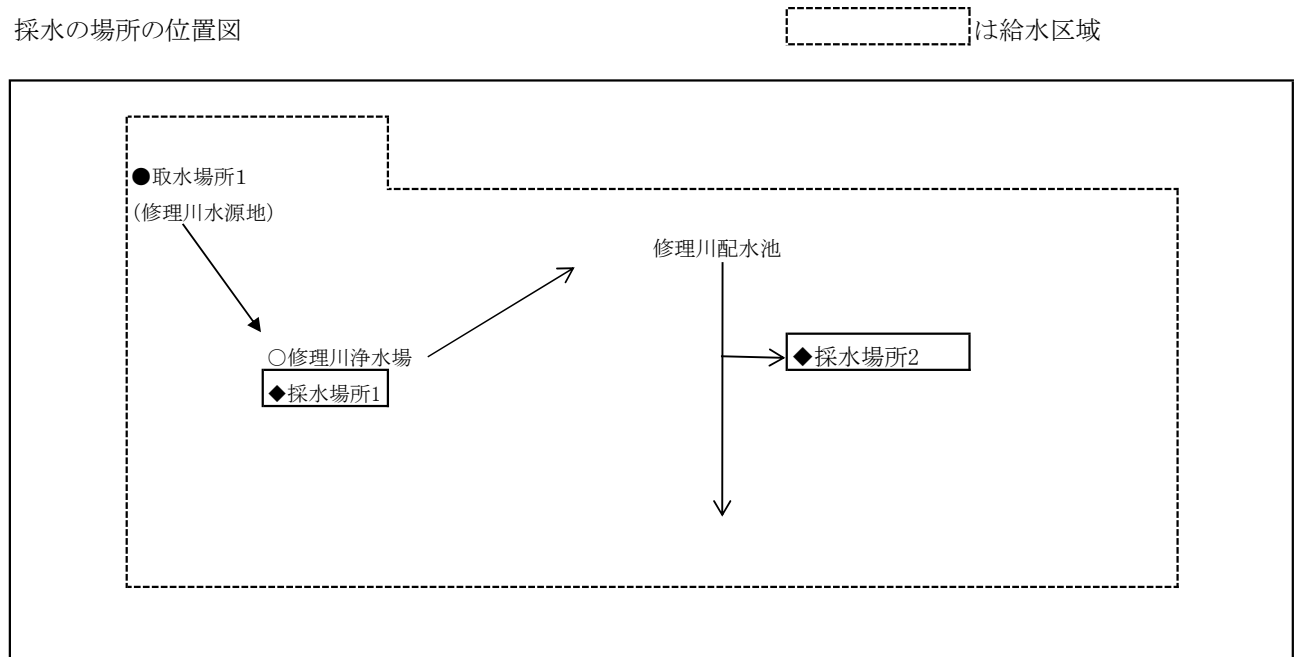
	項目名	基準値	省略	検査回数	採水場所	水質検査の方法
毎日検査	色	異常なし		A	2	自己
	濁り	異常なし		A	2	自己
	消毒の残留効果	0.1mg/l		A	2	自己
水 質 基 準 項 目	一般細菌	100個/ml以下		B	2	委託a:
	大腸菌	検出されないこと		B	2	委託a:
	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	有	D	2	委託a:
	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	有	D	2	委託a:
	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	有	D	2	委託a:
	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	有	D	2	委託a:
	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	有	D	2	委託a:
	六価クロム化合物	0.02mg/l以下		C	2	委託a:
	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下		C	2	委託a:
	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下		C	2	委託a:
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	有	D	2	委託a:
	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	有	D	2	委託a:
	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下		C	2	委託a:
	四塩化炭素	0.002mg/l以下	有	D	2	委託a:
	一・四－ジオキサン	0.05mg/l以下		C	2	委託a:
	シス－一・二－ジクロロエチレン及びトランス－一・二－ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	有	D	2	委託a:
	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	有	D	2	委託a:
	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	有	D	2	委託a:
	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	有	D	2	委託a:
	ベンゼン	0.01mg/l以下	有	D	2	委託a:
	塩素酸	0.6mg/l以下		C	2	委託a:
	クロロ酢酸	0.02mg/l以下		C	2	委託a:
	クロロホルム	0.06mg/l以下		C	2	委託a:
	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下		C	2	委託a:
	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下		C	2	委託a:
	臭素酸	0.01mg/l以下		C	2	委託a:
	総トリハロメタン	0.1mg/l以下		C	2	委託a:
	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下		C	2	委託a:
	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下		C	2	委託a:
	ブロモホルム	0.09mg/l以下		C	2	委託a:
	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下		C	2	委託a:
	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	有	D	2	委託a:
	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下		C	2	委託a:
	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	有	D	2	委託a:
	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	有	D	2	委託a:
	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	有	D	2	委託a:
	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	有	D	2	委託a:
	塩化物イオン	200mg/l以下		B	2	委託a:
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	有	D	2	委託a:
	蒸発残留物	500mg/l以下		C	2	委託a:
	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	有	D	2	委託a:
	ジェオスミン	0.00001mg/l以下		B	2	委託a:
	二－メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下		B	2	委託a:
	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下		C	2	委託a:
	フェノール類	0.005mg/l以下	有	D	2	委託a:
	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下		B	2	委託a:
	pH値	5.8以上～8.6以下		B	2	委託a:
	味	異常でないこと		B	2	委託a:
	臭気	異常でないこと		B	2	委託a:
	色度	5度以下		B	2	委託a:
	濁度	2度以下		B	2	自己、委託a:

※(検査方法)

自己： 水道事業体で自己検査を行います。

委託a: 厚生労働省登録検査機関に委託します。

採水の場所の位置図



(4) 臨時の水質検査(水道法第20条第1項)

1) 次に掲げる要件に該当する場合は臨時の検査を行うものとします。

- (イ) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (ロ) 水源に異常があったとき。
- (ハ) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (ニ) 浄水過程に異常があったとき。
- (ホ) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (ヘ) その他特に必要があると認められたとき。

2) 臨時の場合の検査項目および採水場所を次のとおりとします。

- (ア) 原則51項目全てが対象ですが、検査を行う必要が無い事が明らかであると認められる場合はその項目についての検査を省略します。
- (イ) 定期検査の場合に準じますが、水質の異常の内容とその範囲を正確に把握できる場所を選定します。

(5) 法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容

定期検査および臨時の水質検査については、当事業での検査ができないため、地方公共団体の機関または厚生労働大臣の登録を受けた者に委託します。

なお、詳細は上記の《水質検査実施一覧表》によるものとします。

(6) その他の水質検査の実施に際し配慮すべき事項

1) 水質検査結果の評価・対応

〈基本方針〉

- ① 毎日検査の結果については、検査者の提出する成績書を別の職員がチェックして安全確認を行います。
- ② 定期検査については、委託した検査結果をチェックする職員を配置します。
- ③ 全ての項目の中で、基準を超えている項目があった場合、直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保するため必要な対策を講じます。
- ④ 水質検査の結果に異常が認められた場合、確認のため直ちに再検査を行います。
この場合予備試料を保存しておきます。

〈評価方法〉

検査ごとの結果の値を基準値と照らし合わせるにより評価を行います。

この際、基準値を超えていることが明らかになった場合は水質異常時とみて所用の対策を図ります。

検査結果の確認は、水道技術管理者がこの任務に当たり、評価を行います。

① 健康に関する項目

一般細菌、大腸菌、カドミウム、シアン化物、水銀などについては、検査ごとの結果を基準値と照らし合わせ、基準値を超えている場合は水質異常時として扱います。

その他の項目については、長期的な影響を考慮しているので、検査ごとの結果の値が基準値を超えていることが明らかになった場合は、直ちに原因究明を行い低減化対策を実施し基準を満たすようにします。水質基準超過が継続すると見込まれる場合は水質異常として扱います。

② 性状に関する項目

検査ごとの結果の値を基準値と照らし合わせ、超えていることが明らかになった場合には、水質異常として扱います。

〈対応方針〉

水質異常時には次の対応を図ります。

① 水質検査の結果、水質基準を超えた値が検出された場合には、直ちに原因究明を行い、基準を満たすために必要な対策を講じます。

② 水質検査結果に異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を実施します。

③ 水質項目に合わせた適切な対応を行います。

(a) 健康に関連する項目

基準の超過が継続することが見込まれ、人の健康を害する恐れがある場合は、取水および給水の停止措置を講じ、その旨を関係者に周知させる措置を講じます。

(b) 性状に関する項目

基準値を超過し、生活利用上または施設管理上障害の恐れのある場合は、直ちに原因究明を行い、必要に応じ当該項目に係る低減化対策を講じ、基準を満たす水質を確保します。ただし、色度、濁度のように水質汚染の可能性のあるもの、銅のように過剰量の存在が健康に影響を及ぼす恐れのある項目については、健康に関連する項に準じて適切に対応します。

2) 水質検査計画の見直し

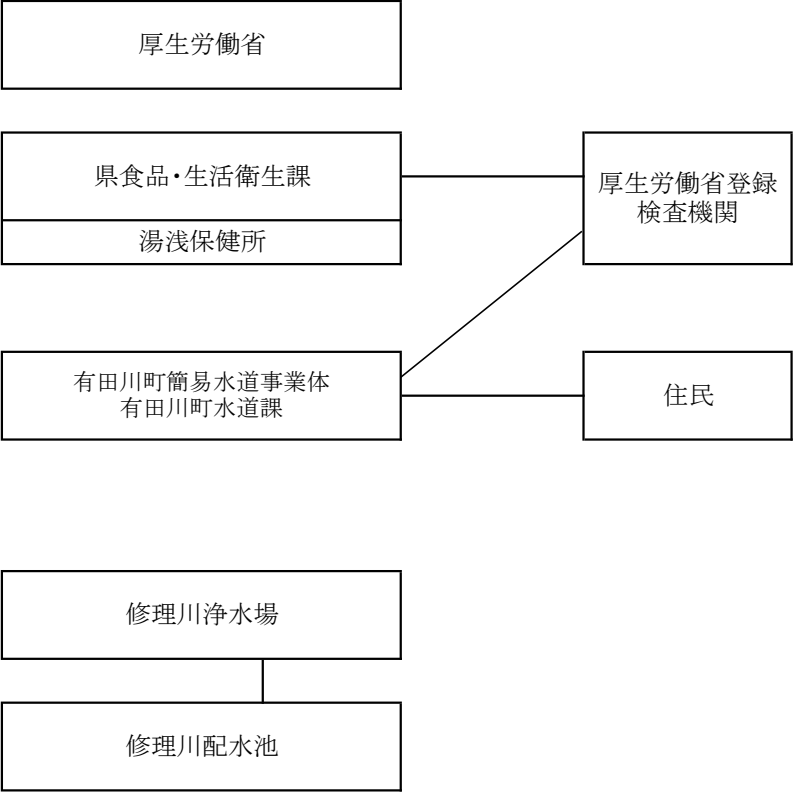
水質検査計画と実際の水質検査に行き違いが生じた場合は、その部分の見直しを行います。

また、法律の改正などによる重要な変更、内容の大部分に変更が生じた場合は必要に応じて見直しを行います。

3) 水質検査の精度と信頼性保証

水質検査の精度を確認し、需要者に対する信頼性の保証を行うため、必要に応じて複数の検査機関による水質検査を行い、事業体自らがチェックを行い、信頼性の向上を図ります。

4) 関連機関との連携



4. 水質管理目標設定項目に係る事項

水質管理目標設定項目とは、水質基準を補充する項目として新たに定められたものです。これらは将来にわたり水道水の安全性の確保などに万全を期する見地から、水道事業者などにおいて水質基準に係る検査に準じて、体系的・組織的な監視により検出状況を把握し、水道水質管理上留意すべき項目として定められたものです。一般環境中で検出されている項目、使用量が多く今後水道水中でも検出される可能性がある水道水質管理上留意すべきとして関係者の注意を喚起するため、水質検査を行い、知見を集積していく項目として選定されています。

以下の項目について水質管理目標設定項目として位置づけます。

	検査項目	目標値・参考値(浄水における目標値)	6年度結果	検査頻度	採水場所
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して0.02mg/l以下	0.002 mg/l未満	1回/年	1
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して0.002mg/l以下(暫定)	0.0002 mg/l未満	1回/年	1
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して0.02mg/l以下	0.002 mg/l未満	1回/年	1
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	0.0004 mg/l未満	1回/年	1
8	トルエン	0.4mg/l以下	0.04 mg/l未満	1回/年	1
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/l以下	0.008 mg/l未満	1回/年	1
10	亜塩素酸	0.6mg/l以下	0.06 mg/l未満	1回/年	2
12	二酸化塩素	0.6mg/l以下	0.06 mg/l未満	1回/年	2
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/l以下(暫定)	0.001 mg/l未満	1回/年	2
14	抱水クロラール	0.02mg/l以下(暫定)	0.002 mg/l未満	1回/年	2
15	農薬類(115種)	検査値と目標値の比の和として、1以下	0.01 未満	1回/年	1
16	残留塩素	1mg/l以下	0.6 mg/l	1回/年	2
17	カルシウム、マグネシウム(硬度)	10mg/l以上100mg/l以下	26 mg/l	1回/年	1
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.01mg/l以下	0.001 mg/l未満	1回/年	1
19	遊離炭酸	20mg/l以下	5 mg/l	1回/年	1
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/l以下	0.03 mg/l未満	1回/年	1
21	メチル-tert-ブチル-エーテル	0.02mg/l以下	0.002 mg/l未満	1回/年	1
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/l以下	0.9 mg/l	1回/年	1
23	臭気強度(TON)	3以下	1 未満	1回/年	1
24	蒸発残留物	30mg/l以上200mg/l以下	76 mg/l	1回/年	1
25	濁度	1度以下	0.1 度未満	1回/年	1
26	pH値	7.5程度	6.9	1回/年	1
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	-2.1	1回/年	1
28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2000/ml以下(暫定)	0 CFU/mL1	1回/年	2
29	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	0.001 mg/l未満	1回/年	1
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/l以下	0.02 mg/l	1回/年	2
31	ペルフルオロオクタンサルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	PFOS及びPFOAの量の和として、0.00005mg/L以下(暫定)	0.000005 mg/l未満	1回/年	1

別表 農薬類(水質管理目標設定項目15)の対象農薬リスト

	農 薬 名	用 途	6年度結果		目標値(mg/l)	採水地点
1	1,3-ジクロロプロペン (D-D)	殺虫剤	0.0005	mg/L 未満	0.05	1
2	2,2-DPA (ダラボン)	除草剤	0.0008	mg/L 未満	0.08	1
3	2,4-D (2.4-PA)	除草剤	0.0002	mg/L 未満	0.02	1
4	EPN	殺虫剤	0.00004	mg/L 未満	0.004	1
5	MCPA	除草剤	0.00005	mg/L 未満	0.005	1
6	アシュラム	除草剤	0.009	mg/L 未満	0.9	1
7	アセフェート	殺虫剤・殺菌剤	0.0008	mg/L 未満	0.006	1
8	アトラジン	除草剤	0.0001	mg/L 未満	0.01	1
9	アニロホス	除草剤	0.00003	mg/L 未満	0.003	1
10	アミラズ	殺虫剤	0.0003	mg/L 未満	0.006	1
11	アラクロール	除草剤	0.0003	mg/L 未満	0.03	1
12	イソキサチオン	殺虫剤	0.00005	mg/L 未満	0.005	1
13	イソフェンホス	殺菌剤	0.00001	mg/L 未満	0.001	1
14	イソプロカルブ (MIPC)	殺虫剤	0.0001	mg/L 未満	0.01	1
15	イソプロチオラン (IPT)	殺虫剤・殺菌剤 植物成長調整剤	0.003	mg/L 未満	0.3	1
17	イプロベンホス (IBP)	殺菌剤	0.00002	mg/L 未満	0.09	1
18	イミノクタジン	殺虫剤・殺菌剤	0.0009	mg/L 未満	0.006	1
19	インダノファン	除草剤	0.00006	mg/L 未満	0.009	1
20	エスプロカルブ	除草剤	0.0003	mg/L 未満	0.03	1
21	エトフェンブロックス	殺虫剤・殺菌剤	0.0003	mg/L 未満	0.08	1
22	エンドスルファン (ベンゾエピン)	殺虫剤	0.0008	mg/L 未満	0.01	1
23	オキサジクロメホン	除草剤	0.0001	mg/L 未満	0.02	1
24	オキシ銅 (有機銅)	殺虫剤・殺菌剤	0.0002	mg/L 未満	0.03	1
25	オリサストロビン	殺虫剤・殺菌剤	0.0003	mg/L 未満	0.1	1
26	カズサホス	殺虫剤	0.001	mg/L 未満	0.0006	1
27	カフェンストール	殺虫剤・除草剤	0.000006	mg/L 未満	0.008	1
28	カルタップ	殺虫剤・殺菌剤 除草剤	0.00008	mg/L 未満	0.08	1
29	カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.0008	mg/L 未満	0.02	1
30	カルボフラン	代謝物	0.0002	mg/L 未満	0.0003	1
31	キノクラミン (ACN)	除草剤	0.000003	mg/L 未満	0.005	1
32	キャプタン	殺菌剤	0.00005	mg/L 未満	0.3	1
33	クミルロン	除草剤	0.003	mg/L 未満	0.03	1
34	グリホサート	除草剤	0.0003	mg/L 未満	2	1
35	グルホシネート	除草剤 植物成長調整剤	0.02	mg/L 未満	0.02	1
36	クロメプロップ	除草剤	0.0002	mg/L 未満	0.02	1
37	クロルニトロフェン (CNP)	除草剤	0.0002	mg/L 未満	0.0001	1
38	クロルピリホス	殺虫剤	0.0001	mg/L 未満	0.003	1
39	クロロタロニル (TPN)	殺虫剤・殺菌剤	0.00003	mg/L 未満	0.05	1
40	シアナジン	殺虫剤	0.0005	mg/L 未満	0.001	1
41	シアノホス (CYAP)	殺虫剤	0.00001	mg/L 未満	0.003	1
42	ジウロン (DCMU)	除草剤	0.00003	mg/L 未満	0.02	1
43	ジクロベニル (DBN)	除草剤	0.0002	mg/L 未満	0.03	1
44	ジクロロボス (DDVP)	殺虫剤	0.0003	mg/L 未満	0.008	1
45	ジクワット	除草剤	0.00008	mg/L 未満	0.01	1
46	ジスルホトン (エチルチオメトン)	殺虫剤	0.0001	mg/L 未満	0.004	1
47	ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤・殺菌剤	0.00004	mg/L 未満	0.005	1
48	ジチオピル	除草剤	0.00005	mg/L 未満	0.009	1
49	シハロホップブチル	除草剤	0.00009	mg/L 未満	0.006	1

50	シマジン (CAT)	除草剤	0.00006	mg/L 未満	0.003	1
51	ジメタメトリン	除草剤	0.00003	mg/L 未満	0.02	1
52	ジメトエート	殺虫剤	0.0002	mg/L 未満	0.05	1
53	シメトリン	除草剤	0.0005	mg/L 未満	0.03	1
54	ダイアジノン	殺虫剤・殺菌剤	0.0003	mg/L 未満	0.003	1
55	ダイムロン	殺虫剤・殺菌剤 除草剤	0.00003	mg/L 未満	0.8	1
56	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	殺虫剤	0.008	mg/L 未満	0.01	1
57	チアジニル	殺虫剤・殺菌剤	0.0001	mg/L 未満	0.1	1
58	チウラム	殺虫剤・殺菌剤	0.001	mg/L 未満	0.02	1
59	チオジカルブ	殺虫剤	0.0002	mg/L 未満	0.08	1
60	チオファネートメチル	殺虫剤・殺菌剤	0.0008	mg/L 未満	0.3	1
61	チオベンカルブ	除草剤	0.003	mg/L 未満	0.02	1
62	テフリルトリオン	除草剤	0.0002	mg/L 未満	0.002	1
63	テルブカルブ (MBPMC)	除草剤	0.00002	mg/L 未満	0.02	1
64	トリクロピル	除草剤	0.0002	mg/L 未満	0.006	1
65	トリクロルホン (DEP)	殺虫剤	0.00006	mg/L 未満	0.005	1
66	トリシクラゾール	殺虫剤・殺菌剤植物成長調整剤	0.00005	mg/L 未満	0.1	1
67	トリフルラリン	除草剤	0.001	mg/L 未満	0.06	1
68	ナプロパミド	除草剤	0.0006	mg/L 未満	0.03	1
69	パラコート	除草剤	0.0003	mg/L 未満	0.005	1
70	ピペロホス	除草剤	0.0001	mg/L 未満	0.0009	1
71	ピラクロニル	除草剤	0.000009	mg/L 未満	0.01	1
72	ピラゾキシフェン	除草剤	0.0001	mg/L 未満	0.004	1
73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	除草剤	0.00004	mg/L 未満	0.02	1
74	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.0002	mg/L 未満	0.002	1
75	ピリブチカルブ	除草剤	0.00002	mg/L 未満	0.02	1
76	ピロキロン	殺虫剤・殺菌剤	0.0002	mg/L 未満	0.05	1
77	フィプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.0005	mg/L 未満	0.0005	1
78	フェニトロチオン (MEP)	殺虫剤・殺菌剤植物成長調整剤	0.000005	mg/L 未満	0.01	1
79	フェノブカルブ (BPMC)	殺虫剤・殺菌剤	0.0001	mg/L 未満	0.03	1
80	フェリムゾン	殺虫剤・殺菌剤	0.0003	mg/L 未満	0.05	1
81	フェンチオン (MPP)	殺虫剤	0.0005	mg/L 未満	0.006	1
82	フェントエート (PAP)	殺虫剤・殺菌剤	0.00006	mg/L 未満	0.007	1
83	フェントラザミド	除草剤	0.00007	mg/L 未満	0.01	1
84	フサライド	殺虫剤・殺菌剤	0.0001	mg/L 未満	0.1	1
85	ブタクロール	殺虫剤・除草剤	0.001	mg/L 未満	0.03	1
86	ブタミホス	除草剤	0.0003	mg/L 未満	0.02	1
87	ブプロフェジン	殺虫剤・殺菌剤	0.0002	mg/L 未満	0.02	1
88	フルアジナム	殺菌剤	0.0002	mg/L 未満	0.03	1
89	プレチラクロール	除草剤	0.0003	mg/L 未満	0.05	1
90	プロシミドン	殺菌剤	0.0005	mg/L 未満	0.09	1
91	プロチオホス	殺虫剤	0.0009	mg/L 未満	0.007	1
92	プロピコナゾール	殺菌剤	0.00007	mg/L 未満	0.05	1
93	プロピザミド	除草剤	0.0005	mg/L 未満	0.05	1
94	プロベナゾール	殺虫剤・殺菌剤	0.0005	mg/L 未満	0.03	1
95	プロモブチド	殺虫剤・除草剤	0.0003	mg/L 未満	0.1	1
96	ベノミル	殺菌剤	0.001	mg/L 未満	0.02	1
97	ペンシクロン	殺虫剤・殺菌剤	0.0002	mg/L 未満	0.1	1
98	ベンゾビスシクロン	除草剤	0.001	mg/L 未満	0.09	1
99	ベンゾフェナップ	除草剤	0.0009	mg/L 未満	0.005	1
100	ベンタゾン	除草剤	0.00005	mg/L 未満	0.2	1
101	ペンディメタリン	除草剤植物成長調整剤	0.002	mg/L 未満	0.3	1
102	ベンフラカルブ	殺虫剤・殺菌剤	0.003	mg/L 未満	0.02	1

103	ベンフルラリン (ベスロジン)	除草剤	0.0002	mg/L 未満	0.01	1
104	ベンフレゼート	除草剤	0.0001	mg/L 未満	0.07	1
105	ホスチアゼート	殺虫剤	0.0007	mg/L 未満	0.005	1
106	マラチオン (マラソン)	殺虫剤	0.00005	mg/L 未満	0.7	1
107	メコプロップ (MCPP)	除草剤	0.007	mg/L 未満	0.05	1
108	メソミル	殺虫剤	0.0005	mg/L 未満	0.03	1
109	メタラキシル	殺虫剤・殺菌剤	0.0003	mg/L 未満	0.2	1
110	メチダチオン (DMTP)	殺虫剤	0.002	mg/L 未満	0.004	1
111	メミノストロビン	殺虫剤・殺菌剤	0.00004	mg/L 未満	0.04	1
112	メトリブジン	除草剤	0.0004	mg/L 未満	0.03	1
113	メフェナセツ	除草剤	0.0003	mg/L 未満	0.02	1
114	メプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.0002	mg/L 未満	0.1	1
115	モリネート	除草剤	0.001	mg/L 未満	0.005	1

- 注1) 1,3-ジクロロプロペン (D-D) の濃度は、異性体であるシス-1,3-ジクロロプロペンおよびトランス-1,3-ジクロロプロペンの濃度を合計して算出すること。
- 注2) 有機リン系農薬のうち、EPN、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジノン、フェニトロチオン (MEP)、ブタミホス、プロチオホス及びマラチオン (マラソン) の濃度については、それぞれのオキソン体の濃度も測定し、それぞれの原体の濃度と、そのオキソン体それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注3) エンドスルファン (ベンゾエピン) の濃度は、異性体である α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンに加えて、代謝物であるエンドスルフェート (ベンゾエピンスルフェート) も測定し、 α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンの濃度とエンドスルフェート (ベンゾエピンスルフェート) の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注4) オリサストロビンの濃度は、代謝物である (5Z)-オリサストロビンの濃度を測定し、原体の濃度と、その代謝物の濃度を原体に換算した濃度を合算して算出すること。
- 注5) カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。
- 注6) グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸 (AMPA) も測定し、原体の濃度とアミノメチルリン酸 (AMPA) の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注7) クロロエトロフェン (CNP) の濃度は、アミノ体の濃度も測定し、原体の濃度とアミノ体の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注8) ジチオカルバメート系農薬の濃度は、ジネブ、ジラム、チウラム、プロピネブ、ポリカーバメート、マンゼブ (マンコゼブ) 及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出すること。
- 注9) ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネートの濃度は、メチルイソチオシアネートとして測定すること。
- 注10) フェンチオン (MPP) の濃度は、酸化物であるMPPスルホキシド、MPPスルホン、MPPオキソン、MPPオキシンスルホキシド及びMPPオキシンスルホンの濃度も測定し、フェンチオン (MPP) の原体の濃度と、その酸化物それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注11) ベノミルの濃度は、メチル-2-ベンツイミダゾールカルバメート (MBC) として測定し、ベノミルに換算して算出すること。

「農薬」

農薬項目選定理由：水源の周辺で使用する農薬について、農業委員会、農協、農薬小売店舗を調査し参考とします。

農薬評価：総農薬方式

$$DI = \sum_i \frac{DVi}{GVi}$$

DI : 検出指標値
DVi : 農薬Iの検出値
GVi : 農薬Iの目標値

検出指標値は農薬検査を行ったもの全ての合計値であり、1を越えないこととします。

検査回数：1回/年以上（農薬の使用時期を考慮します。）

ただし、状況に応じて省略する場合があります。

5. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び水質検査の結果は下記の方法で公表しています。

- (1) 図書の閲覧：有田川町垣倉11 有田川町役場 建設環境部 水道課
：有田川町ホームページ